

## 2月定例会警察危機管理常任委員会質問 (抜粋)

### ▶ 地域安全に関する協定締結について

**垣見** 貝塚署、泉佐野署、泉南署の3署は、JA大阪泉州農業協同組合と特殊詐欺の未然防止等を図るため安全なまちづくりに関する協定を締結。協定により今後どのような取組をするのか、また、警察署におけるこのような地域安全に関する協定締結状況について伺う。

**答弁** JA大阪泉州農業協同組合と3署は、犯罪の被害防止や職員等の防犯意識の高揚などについて連携した取組を推進することを目的として令和7年2月12日に協定を締結。協定に基づき増加する特殊詐欺の被害防止に向け広報啓発チラシの設置等するとともに被害防止に関する声掛けや通報、高齢者に対する振込限度額の設定等について、連携した取組を推進します。また、犯罪発生情報や、防犯対策情報を配信する安まちアプリの登録勧奨や、防犯キャンペーン等にもご協力いただく予定。大阪府警察では、この他にも、府内の事業者等と子ども・女性の被害防止に関する協定を締結しているほか、自治体とも安全安心まちづくりに関する包括連携協定を締結しています。

### ▶ 反則金、放置違反金の納付状況及び納付方法の拡大等について

**垣見** 信号無視、速度違反といった交通違反には、違反者に対し違反点数が付されるほか、反則金の納付を求めており、放置駐車違反にあつては、違反者が反則金を納付しなかったり、違反者が判明しないなど違反者に責任を追及できない場合は違反車両の使用者に対して放置違反金の納付を求めています。

そこで、交通違反の取締件数や反則金と放置違反金の収納状況、そして、反則金等がどのような方法で納付されているか伺う。

**答弁** 令和6年中の交通違反の取締件数は35万7,302件であり、その98.9%について反則金が納付されています。また、放置駐車違反に対する放置車両確認標章の取付件数は令和6年中が11万910件であり令和元年以降10万件台から13万件台で推移しています。また、放置違反金の収納状況については、令和5年度までに納付されるべき放置違反金の収納率が99.1%であり、近年、同水準で推移しています。

次に、納付方法について、反則金は、金融機関の窓口における現金納付に限られ、他方、放置違反金については、金融機関での納付に加え平成29年からは、府民が日常的に利用する機会が多いコンビニエンスストアにおいても納付できるようになっております。

**垣見** 放置違反金が金融機関のみならずコンビニエンスストアでも納付可能であるということですが、昨今のデジタル化社会の進展をみると、反則金等の納付方法についても様々な方法を導入するべきであると考えます。反則金につきましては、インターネットバンキング等を利用したオンライン納付について他県において試験的に導入するなど、警察庁主導でオンライン納付のシステム構築に向けた検討を行っています。放置違反金についても、例えば、外出を伴わずに自宅でオンライン納付ができるようにキャッシュレス化を図り、より便利な納付方法を増やしていくことが、自主的な納付の促進にもつながると考えます。

そこで、放置違反金の納付方法の拡大に向けた取組状況について伺う。

**答弁** 放置違反金の納付方法の拡大に向けた取組について、いわゆる電子マネーでの納付をスマートフォンから可能にするキャッシュレス決済を導入する予定。今後もデジタル化が進む社会情勢を見据えながら利便性にも配慮しつつ、引き続き、放置違反金の納付方法の拡大に努めてまいります。

### ▶ 防災基本計画の修正を踏まえた地域防災計画の修正について

**垣見** 今年度内に大阪府防災会議を開催し計画の修正を予定しており主な修正内容として能登半島地震の振り返りを踏まえた修正に加え本年6月に修正された国の防災基本計画を踏まえた修正も行われると伺っている。国の防災基本計画の修正を踏まえた地域防災計画の修正内容及び、そのめざすところについて伺う。

**答弁** 大阪府地域防災計画は地域に係る防災に関し府や市町村等が処理すべき事務や業務の大綱等を定めたものであり今月末に開催を予定している大阪府防災会議での承認を経て修正を行う。

国の防災基本計画の修正を踏まえた主な修正内容として、まず、災害応急対策等に従事する車両が緊急交通路を走行する際に必要となる緊急通行車両標章について、これまで災害発生後にしか交付できなかったものが、法改正により、事前に申請を行えば、発災前の交付が可能となったことを追記し、より迅速な応急対策等の実現をめざす。

また、国が災害発生時に関係機関が被害の全体像を地図情報等で早期に把握・共有できる総合防災情報システム(SOBO-WEB)を構築したことを受け、そのシステムを活用し府が応援を受ける際の国や他の自治体等への適切な情報提供に努めることを追記し発災時における受援体制の充実・強化を推進する。さらに、避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援として市町村が、あらかじめ在宅避難者等の支援拠点を設置するよう努めることや、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えたスペースを設置するよう努めること等を追記し、きめ細やかな支援の充実を図る。修正後の計画に基づき関係機関とともに災害対応力の強化を図ることで府民の安全・安心の実現に取り組んでいく。

### ▶ 消防広域化の効果と今後の取組について

**垣見** 大阪府では、平成31年3月に再策定した「大阪府消防広域化推進計画」に基づき府内消防の一元化を将来像とし、おおむね10年後までに府域を8ブロックとする広域化を進めている。実際に、柏原市及び南河内地域の8市町村が広域化して「大阪南消防組合」が、発足したり私の地元の岸和田市でも忠岡町と消防の指令業務を共同運用するなど市町村消防の間での広域化や連携・協力の取組が進んでいる。

また、この令和7年4月には、大阪市と松原市の間でも、消防指令センターの共同運用が開始される予定と聞いている。今年度末には、計画を改定し、広域化を目指すブロックの数を8ブロックから7ブロックに変更する予定とのこと、改めて、広域化にはどのような効果があるのか。また、さらなる消防広域化の推進に向けて、今後、どのような取組を進めていくのか伺う。

**答弁** 大阪府は、府内市町村の消防力の維持・強化を図るため、消防の広域化を推進している。今回の計画の改定は、消防の広域化や、消防事務の一部を共同して行う連携・協力の取組が、現行のブロックを越えて進展していることや、広域化の対象市町村の組合せに関する国の指針の改正を踏まえて行うものである。また、消防の広域化の効果としては、一般的に、初動の消防力・増援体制の充実、現場到着時間の短縮による住民サービスの向上や、本部機能の統合による現場要員の増強等の人員配備の効率化・充実、さらに、高度な車両や資機材の整備による消防体制の基盤の強化等があげられる。

大阪府としては、改定後の計画に基づき、各消防本部の広域化や連携・協力に向けた検討会等に積極的に参画するほか、広域化等の検討に資するよう、他府県等の好事例を収集・分析し、府下消防長会など各消防本部が集まる場を活用して、共有を図っていく。

▶ 上記のほか以下の質問を行いました。  
**災害用トイレの配備と栄養のある備蓄食について**  
**大阪・関西万博を見据えた訓練について**  
**仮装身分捜査について**

